

改正

- 平成21年3月31日告示第49号
- 平成22年3月30日告示第55号
- 平成23年6月22日告示第120号
- 平成24年3月30日告示第46号
- 平成26年3月20日告示第21号
- 平成27年3月31日告示第78号
- 平成28年1月20日告示第12号
- 平成28年3月31日告示第89号
- 平成28年7月28日告示第160号
- 平成29年5月1日告示第86号
- 平成30年5月15日告示第96号
- 平成30年11月26日告示第153号
- 令和元年5月14日告示第3号
- 令和2年5月18日告示第119号

香取市公共工事に要する経費の前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 市が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和内務省令第29号）附則第3条の規定による前金払の取扱いについて、香取市財務規則（平成18年3月27日規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の支払基準)

第2条 市が発注する公共工事（以下「市発注公共工事」という。）の前金払は、次の表の左欄に掲げる市発注公共工事について行うことができるものとし、前金払の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

市発注公共工事の種類	前金払の割合	充当することができる経費
1 建設工事 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び土木建築に関する工事に関する調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）で、1件の当初請負代金額が300万円以上のもの。	請負代金額の4割以内 （調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合には、請負代金額の2割以内）。	当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。
2 設計又は調査 土木建築に関する工事の設計又は土木建築に関する工事に関する調査（用地取得のための調査を含み、工事監理を除く。）で、1件の当初業務委託料が300万円以上のもの。	業務委託料の3割以内。	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。
3 測量 土木建築に関する工事に関する測量（用地取得のための測量を含む。）で、1件の当初業務委託料が300万円以上のもの。	業務委託料の3割以内。	当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。

<p>4 地籍調査 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく市が行う地籍調査で、1件の当初業務委託料が300万円以上のもの。</p>	<p>業務委託料の3割以内。</p>	<p>当該調査の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。</p>
---	--------------------	--

2 前項の規定の範囲（割合）内で既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）は、次の第1号から第3号までの要件を全て満たした次の表の左欄に掲げる市発注公共工事について行うことができるものとし、中間前金払の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

市発注公共工事の種類	中間前金払の割合	充当することができる経費
<p>建設工事 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び土木建築に関する工事に関する調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）で、1件の当初請負代金額が300万円以上のもの。</p>	<p>請負代金額の2割以内。 ただし、中間前金払をした後の前金払の合計額が請負代金額の6割（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては、請負代金額の4割）を超えてはならない。</p>	<p>当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。</p>

（保証証書の寄託）

第3条 前金払をしようとするとき（中間前金払をしようとするときを含む。）は、法第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との前条第1項の表の左欄に掲げる市発注公共工事（以下「工事等」という。）の完成時期を保証期限とした、法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）に係る保証証書を寄託させなければならない。

（工事等の内容の変更に伴う前払金の増減）

第4条 工事等の内容変更その他の理由により、著しく請負代金額（設計、調査、測量又は地籍調査にあっては、業務委託料。以下同じ。）を増額した場合は、増額後の請負代金額に第2条第1項又は第2項の表に規定する割合を乗じて得た額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内で、前払金額を増額することができる。

2 工事等の内容の変更その他の理由により、請負代金額を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（中間前金払を行ったときは10分の7、調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては10分の3（当該契約において、中間前金払を行ったときは10分の5）、設計、調査、測量又は地籍調査にあっては10分の4）を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、この限りでない。

3 前項の場合において、必要と認めるときは、相当額の利息を付することができる。

（保証契約の変更）

第5条 前条第1項の規定により支払済みの前払金に追加して更に前金払をしようとするときは、変更後の保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

（中間前金払と部分払）

第6条 第2条第2項の表の左欄に掲げる市発注公共工事の受注者（以下「受注者」という。）は、同一の工事において中間前金払と部分払のいずれか一方を請求することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、債務負担行為又は継続費に基づく建設工事請負契約における各年度末

の出来高に対する部分払については、中間前金払が行われた工事についても行うことができるものとする。

(中間前金払の認定)

第7条 中間前金払を受けようとする受注者は、中間前金払認定請求書(別記第1号様式)及び工事履行報告書(別記第2号様式)を市長に提出し、認定請求しなければならない。

2 工事担当課長(市発注公共工事を担当する課等の長をいう。)は、前項の認定請求があったときは、第2条第2項に掲げる全ての要件に該当するかどうかを確認するものとする。

3 工事担当部長(市発注公共工事を担当する部の長をいう。)は、前項の確認の結果が妥当と認めるときは、中間前金払認定調書(別記第3号様式)を2部作成し、1部を受注者に交付し、他の1部を保管するものとする。

(前金払の表示)

第8条 前金払及び中間前金払の有無は、入札公告又は指名通知にこれを表示する。

(部分払)

第9条 前金払の支払が行われた建設工事について部分払をする場合の金額は、次の式により算出した額とする。この場合において、請負代金相当額とは、請負代金額を設計金額で除し、設計金額に基づき算出した出来高を乗じて得た額をいう。

請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額 / 請負代金額)

2 前項の部分払は、当該建設工事の既成部分が全工事の10分の5以上あるものについて行うものとする。

(債務負担行為又は継続費に基づく建設工事請負契約における前金払)

第10条 債務負担行為又は継続費に基づく建設工事請負契約における前金払(中間前金払を行う場合は、中間前金払を含む。)は、第2条の規定にかかわらず、各会計年度の出来高予定額(前会計年度における建設工事の出来形部分に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額。以下同じ。)に対して行うものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項の表	請負代金額の4割以内(調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合には、請負代金額の2割以内)	各会計年度の出来高予定額の4割以内(調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合には、各会計年度の出来高予定額の2割以内)
第2条第2項	工期の2分の1	各会計年度の工事施工期間の2分の1
第2条第2項	請負代金額の2分の1	各会計年度の出来高予定額の2分の1
第2条第2項の表	請負代金額の2割以内。ただし、中間前金払をした後の前金払の合計額が請負代金額の6割(調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合には、請負代金額の4割)を超えてはならない。	各会計年度の出来高予定額の2割以内。ただし、中間前金払をした後の前金払の合計額が各会計年度の出来高予定額の6割(調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合には、各会計年度の出来高予定額の4割)を超えてはならない。
第3条	完成時期	完成時期(最終会計年度以外の会計年度にあっては、当該会計年度の末日)
第4条	請負代金額	各会計年度の出来高予定額
第9条第1項	請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額 / 請負代金額)	前金払の支払を受けている場合は、請負代金相当額 × 9/10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - (請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)) × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度出来高予定額とし、前金払及び中間前金

		$\frac{\text{払の支払を受けている場合は、請負代金相当額} \times 9 / 10 - \text{前会計年度までの支払金額} - (\text{請負代金相当額} - \text{前会計年度までの出来高予定額}) \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度中間前払金額})}{\text{当該会計年度出来高予定額}}$
第9条第2項	当該建設工事の既成部分	当該建設工事の当該会計年度の出来高の請負代金相当額
	全工事	当該会計年度の出来高予定額

(繰越明許費等における前金払)

第11条 繰越明許費(事故繰越を含む。)に係る翌年度にわたる契約における前金払(中間前金払を含む。)は、請負代金額の総額に対して行うことができるものとする。

(義務違反等による前払金の返還)

第12条 前金払(中間前金払の支払を受けている場合は、中間前金払を含む。以下この条において同じ。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金を当該工事等以外の目的に使用したとき。
- (2) 当該工事等の契約が解除されたとき。
- (3) 保証事業会社が当該工事等の保証契約を解除したとき。
- (4) 契約義務を履行しないとき。

2 前項の場合において、必要と認めるときは、相当額の利息を付することができる。

(端数計算)

第13条 この告示に基づき前金払する場合(中間前金払をする場合を含む。)における前払金の金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 この告示に基づき部分払する場合における部分払の金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の佐原市公共工事の前払金保証事業に対する前払金実施要綱(昭和49年佐原市告示第15号)、小見川町財務規則(昭和42年小見川町規則第7号。以下「小見川町規則」という。)、山田町財務規則(昭和62年山田町規則第3号。以下「山田町規則」という。))又は栗源町財務規則(平成3年栗源町規則第1号。以下「栗源町規則」という。)) (小見川町規則、山田町規則及び栗源町規則にあっては、公共工事の前払金に係る部分に限る。)に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(特例措置)

3 第2条第1項の表において、左欄に掲げる市発注公共工事の種類(1建設工事)の前払金の充当することができる経費に関し、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに、新たに請負契約を締結する建設工事に係る前払金で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、当該建設工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該建設工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができるものとする。

附 則 (平成21年3月31日告示第49号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日告示第55号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月22日告示第120号）

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第46号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日告示第21号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第78号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の香取市公共工事に要する経費の前金払取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告又は指名通知等を行う市発注公共工事について適用し、施行の日の前日までに入札公告又は指名通知等を行う市発注公共工事の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月20日告示第12号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第89号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の香取市公共工事に要する経費の前金払取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後に契約（変更契約を除く。）を締結する市発注公共工事について適用し、施行の日以前までに契約を締結する市発注公共工事の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年7月28日告示第160号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の香取市公共工事に要する経費の前金払取扱要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月1日告示第86号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の香取市公共工事に要する経費の前金払取扱要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月15日告示第96号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の香取市公共工事に要する経費の前金払取扱要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年11月26日告示第153号）

この告示は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和元年5月14日告示第3号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の香取市公共工事に要する経費の前金払取扱要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年5月18日告示第119号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の香取市公共工事に要する経費の前金払取扱要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別 記

第1号様式（第7条第1項）

中間前金払認定請求書

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	円 (円)
前 払 金 額	円
中 間 前 払 金 額	円
摘 要	
<p>上記の工事について、中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住所又は所在地 商号又は名称 代表者(受任者)職氏名 ㊟</p> <p>香取市長 様</p>	

- (注) 1 継続費等の場合は、「請負代金額」欄の()内に当該年度の出来高予定額を記入する。
2 継続費等の場合は、当該年度の前払金額及び中間前払金額を記入する。

工事履行報告書

工 事 名				
工 事 場 所				
工 期	年 月 日～ 年 月 日			
日 付	年 月 日（ 月 日までの出来高）			
請負代金額	円			
月 別	予定工程 % ()は工程変更後 A	実施工程 % B	(B-A) % C	備 考
記載欄				

- (注) 1 予定工程は、完成（年度末）までの予定出来高累計を記入する。
 2 実施工程は、当該月までの出来高累計を記入する。
 3 工程表を添付すること。

総 括 監督員	主 任 監督員	監督員	現 場 代理人	主任(監理) 技術者

中間前金払認定調書

受注者	
工事名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日
工期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	円
中間前払金額	円
摘要	
<p>上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を（具備している・具備していない）ことを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香取市長 印</p>	

(注) 「摘要」欄には下記の状況を記載すること。

- 1 予定工程どおりの進捗状況であるか。
- 2 工期（各会計年度の工事施工期間）の2分の1を経過しているか。
- 3 既に行われた上記工事に係る作業に要する経費が請負代金額（各会計年度の出来高予定額）の2分の1以上（出来高が50%以上）であるか。